

日時 令和4年1月

## 1 審議事項

### あきる野市国民健康保険税の改正について（諮問）

#### 《 委員からの意見 》

○委員 市民健診の充実と受診の促進を行うことで、早期発見・早期治療につながり、健康寿命の延伸、ひいては医療費の削減につながる。

値上げすることは、加入者の負担が増えることとなりますが、国保制度の持続的な運営のため、今回の改定案に同意いたします。

○委員 適当と思われませぬ。

○委員 異議ありません。

○委員 長年、国民健康保険特別会計の財政収支赤字部分を一般会計から国民健康保険特別会計に繰入れることで財政の均衡を図ってきました。東京都が法定外繰入としてこれを廃止するよう方針を打出した時点で、何れかの時期に税率の増改定があると予想しておりました。その時期到来したと考えております。その流れから今後も税率改定は予想されますが上げ幅はなるべく最小限となるような対応をお願いします。

○委員 今回の改定案については、国保財政の厳しさ（医療給付費増・加入者数減など）もわかりますが、マクロ経済スライド調整率の導入など含めた年金収入で暮らす高齢者、非正規労働で低い賃金で働く、あるいは首切りにあう人たち、また、事業収入がコロナ禍で減少している自営業の方の状況を考慮した場合、所得割0.82%（介護納付金除外で0.6%）増、均等割一人5,200円（介護納付金除外で4,000円）増と負担増の比重が増えて、生活を圧迫しかねないため賛成することはできません。改定せざるを得ない場合でも、できる限り加入者の負担が少ない程度ですすめることが求められます。

主たる国保財政の厳しさは、加入者に責任があるのではなく、国庫負担が削減された歴史にあります。その一方で自治体が負担増を抑制するために行ってきた一般会計からの繰入れについて、解消するよう行政的に圧力を加え、且つ予算上も加算などで差をつける制度も問題です。もし、赤字解消を進め繰入をやめさせたいなら、その分を上回るだけの国・都からの財政投入が必要です。そのことを抜きにして国保財政を論ずることはできません。国民健康保険制度は皆保険の中でも基礎的制度であり、社会保障という生存権・生命権を守る根幹です。また、都全体の平準化をすすめる方向も打ち出されていますが、さらに現状で言えば、高額な保険料（税）になってしまうためその方向性にも反対です。

あきる野市は改定案では、基金の活用と一般会計からの繰入をして、その努力については認めつつも、一般会計からの繰入投入額は他の自治体と比べても多いとは言えないと思います。国民健康保険法の条文でも市からの補助金は出せることになっており、そのことも踏まえ、値上げは引き下げるべきです。

均等割における第2子からの半額助成は高く評価できるものですが、今回は均等割部分もかなりの負担増であり、多子世帯など家族の多い世帯の方々に多大な影響がありますので、負担増については検討をし直してください。（前回の会議終了後のこどもの均等割の更なる軽減の提起は、値上げせざるを得ないとの今回の提案に対する配慮の方策を示したものであり、多子世帯が困るような値上げは問題とした考えからです。）ご検討ください。

○委員 都への納付金の割合が、都全体の地域医療サービスを踏まえた形で請求が行われることを望みます。本来23区内の住民からすれば医療サービス体制が半分といわれています。この比率に基づいて納付金の額を算定されることを、市としても働きかけてほしい。その上で算定される納付金の総額には納得できます。

コロナ禍の中での予算組みは難しいとしても、保険給付費の減額は、この2年間明らかです。総額の不足分がもう少し減り、R4年度の値上げを、もう少し下げられるのではないかと。総額から見て増減率11～9%に及び、額は大きいので6%台にもっていただけないのかと思います。

子育て支援をもう少し前面に出して、若い方をあきる野市はサポートしますよ、ということ国保の面からもできないものかどうか、若い人達が流入、もしくは、とどまってくれないと保険行政のみならずあらゆる面で自治体の危機でもある。

○委員 令和4年度の納付金が仮係数8.2%から確定係数の6.2%に下方修正されたが、それでも前年度比では、1億5200万円の増額と厳しい状況であると理解します。市財政も厳しいことから、一般会計繰入金が増額も含め税率の増額は必要であることを理解していただかなければならない。今後についても基金等財源不足は続くので、負担増については、熟慮が必要だと考えます。

○委員 税率改正案に賛成いたします。

一方、標準保険料率との乖離は依然として大きく、多摩地区各市との差も顕著となっています。また、法定外繰入も増額となり、解消への道筋は見えていません。

国民健康保険と被用者保険の構造的アンバランスについては、すでに前期高齢者納付金という仕組みがあり、協会けんぽの被保険者は自身が負担する保険料のうち約16%相当の金額を国保財政に支出しています。その中で法定外繰入が行われることは被用者保険被保険者にとれば二重負担であり、不公平感が増大しています。

国民健康保険被保険者の負担軽減や激変緩和を措置することも重要ではありますが、中長期的な財政健全化方針を明確に示し、実行していくことが必要と考えます。

そのためには、現在の財政状況や将来の推計をわかりやすく被保険者並びに被用者保

除加入の市民の皆様にお示しするとともに、健診、保健指導や上手な医療のかかり方など、医療費の抑制、医療資源の効率的な利用について、啓発していくことが必要と考えます。

○委員 現状を踏まえ、改定はやむを得ないものと考えます。

○委員 平均改定率 9.35%増の数字は年間所得の伸びが見込めない被保険者の一人としてシビアな環境に置かれることは否めません。

しかしながら、国民健康保険の現状は繰入金、高齢者医療費増など構造的な財政の窮状は理解出来ます。こうしたことを勘案すると段階的な保険料の改正は将来的にもやむを得ない事と考えます。また、高齢者人口数と、医療の高度化により医療費増加が続く中、現在実施している特定健診などの健康管理の取組をさらに推進していただきたいです。

○委員 国保財政健全化計画により歳入の繰入金の予算額を将来にわたって増やせないことと、一人当たりの医療費がこれからも増加していく見通しであることを考えると、今回の保険料率の改定は適正であると思います。

子育て世帯への保険料の軽減策は、今後も機会があれば、ご検討いただければと思います。

○委員 今回は市からの繰入増額分が1億円以上であり、平均改定率も10%以内の増額となった。

これ以上の調節は困難と思われ、妥当な改正と考えます。

○委員 やむを得ない事情により、保険料を納めることが困難になった方や、滞納される方などに対して、状況に応じた対応をしていただきたい。

コロナ禍において、収入が減少した方、特別な事情によって生活が困窮した場合など、申請により減額や免除になる旨を市民に伝えていただきたい。

料率が上がり、負担が多くなってしまふことをより丁寧にわかりやすく説明することが大切だと感じます。よろしく願いいたします。

子どもへの軽減・減額措置について、市独自の軽減策を継続していただけることを評価いたします。